



鳥取県公報

平成16年10月15日(金)
号外第150号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(56)(職員課)..... 1

——— 公布された条例のあらまし ———

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 次に掲げる条例の寒冷地手当に係る規定を廃止することとした。(第1条～第5条関係)
 - (1) 職員の給与に関する条例
 - (2) 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例
 - (3) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例
 - (4) 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
 - (5) 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第56号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「削除条」という。)を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表(以下この条において「削除別表」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除条及び削除別表を除く。以下この条において「改正部分」)

という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第13条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条の規定に基づき、地方公務員法第3条第2項に規定する職員(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)第1条に規定する企業職員並びに現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)第1条第2項に規定する現業職員を除く。)及び市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「職員」という。)の給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、産業教育手当、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、定時制通信教育手当、農林漁業改良普及手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、災害派遣手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、産業教育手当、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、定時制通信教育手当、農林漁業改良普及手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、災害派遣手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当を除いたものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第13条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条の規定に基づき、地方公務員法第3条第2項に規定する職員(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)第1条に規定する企業職員並びに現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)第1条第2項に規定する現業職員を除く。)及び市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「職員」という。)の給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、<u>寒冷地手当</u>、産業教育手当、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、定時制通信教育手当、農林漁業改良普及手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、災害派遣手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、<u>寒冷地手当</u>、産業教育手当、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、定時制通信教育手当、農林漁業改良普及手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、災害派遣手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当を除いたものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(寒冷地手当)</p> <p>第11条の2 <u>寒冷地手当は、10月31日(その日が日曜日)に当たるときはその前々日とし、その日が土曜日に当たるときはその前日とする。以下この条において「基準日」という。)に別表第6に掲げる地域又は別表第</u></p>

7に掲げる公署の所在地(以下「支給地域」という。)に在勤する職員(人事委員会が定める職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)に対して支給する。基準日の翌日から人事委員会が定める日までの間に採用、異動等の事由により職員として支給地域に在勤することとなった者(寒冷地手当の支給を受けていた者及び人事委員会が定める者を除く。)に対しても、同様とする。

2 寒冷地手当の額は、支給地域の区分(一の地域についてその区分が別表第6及び別表第7に掲げられている場合にあっては、別表第7に掲げる区分)及び基準日(基準日の翌日から前項後段の人事委員会で定める日までの間に新たに職員となった者にあっては、職員となった日。以下この条において同じ。)における職員の世帯等の区分に応じ、次の表に掲げる額とする。

支給地域の区分	世帯等の区分			
	世帯主である職員			その他の職員
	扶養親族が3人以上ある職員	扶養親族が1人又は2人ある職員	扶養親族のない職員	
1 級 地	39,600円	33,000円	19,800円	14,200円
2 級 地	67,500円	56,300円	33,600円	23,300円
3 級 地	97,800円	81,500円	49,100円	34,200円

3 第1項後段の規定により寒冷地手当の支給を受ける職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、寒冷地手当の支給を受けることとなった日における当該職員の世帯等の区分をもって基準日における当該職員の世帯等の区分とした場合に算出される同項の規定による寒冷地手当の額の範囲内で、当該職員が当該支給地域に在勤することとなった日その他の事情を考慮して人事委員会が定める額とする。

4 寒冷地手当の支給を受けた職員につき、人事委員会が定める期間内に、次に掲げる事由が生じた場合(人事委員会が定める場合を除く。)には、当該職員に、その事由が生じた日における当該職員の支給地域の区分、世帯等の区分等の寒冷地手当の額の算出の基礎となるべき事項をもって基準日における算出の基礎とした場合に算出される寒冷地手当の額等を考慮して人事委員会が定める額を追給し、又は返納させるものとする。

- (1) 寒冷地手当の額の異なる地域又は支給地域以外の地域への異動
- (2) 世帯等の区分の変更
- (3) 職員でなくなること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、人事委員会が定める事由

第11条の2 削除

(退職者の給与)

第12条の2 退職者の給与は、条例で別段の定めのあるものを除き次の各号により支給する。

(1)及び(2) 略

(3) 職員が前2号以外の心身の故障により地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、調整手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当(勤務した期間がない場合を除く。)のそれぞれ100分の80を支給する。

(4)-(6) 略

2 略

(再任用職員についての適用除外)

第16条の11 第7条の3から第9条まで、第9条の3から第9条の5まで、第10条の2、第11条の4、第11条の5、第11条の8、第11条の9及び第16条の9の規定は、再任用職員には、適用しない。

5 支給地域に豪雪があった場合においては、人事委員会が定める当該豪雪に係る地域に人事委員会が定める期間内に在勤する職員(人事委員会が定める職員を除く。)で第1項の規定により寒冷地手当の支給を受けたものに、当該支給額のほか、7,500円を超えない範囲内で人事委員会が定める額を寒冷地手当として支給する。

6 寒冷地手当は、人事委員会が定める日に支給する。

(退職者の給与)

第12条の2 退職者の給与は、条例で別段の定めのあるものを除き次の各号により支給する。

(1)及び(2) 略

(3) 職員が前2号以外の心身の故障により地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、調整手当、住居手当、期末手当、勤勉手当(勤務した期間がない場合を除く。)及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給する。

(4)-(6) 略

2 略

(再任用職員についての適用除外)

第16条の11 第7条の3から第9条まで、第9条の3から第9条の5まで、第10条の2、第11条の2、第11条の4、第11条の5、第11条の8、第11条の9及び第16条の9の規定は、再任用職員には、適用しない。

別表第6(第11条の2関係)

支給地域	区分
八頭郡 若桜町 日野郡 日南町のうち旧阿毘村の区域	3級地
岩美郡 国府町 岩美町 八頭郡 八東町 佐治村 智頭町 日野郡 日南町のうち3級地に含まれない地域	2級地
3級地又は2級地のいずれにも含まれない鳥取県内の地域	1級地

備考 この表における「旧」をつけた村の名称及びその地域は、昭和29年6月28日におけるものを示す。

別表第7(第11条の2関係)

所在地	公署	区分
西伯郡大山町大山	鳥取県米子警察署大山寺交番	2級地

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「削除条」という。)を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除条を除く。)を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与の種類は、給料、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>(給料)</p> <p>第3条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を含まないものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第10条 削除</p> <p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第17条 第4条、第4条の3、第4条の4、第4条の6、第5条の2及び第13条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には、適用しない。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与の種類は、給料、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>寒冷地手当</u>、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>(給料)</p> <p>第3条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>寒冷地手当</u>、期末手当、勤勉手当及び退職手当を含まないものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(寒冷地手当)</p> <p>第10条 <u>特に寒冷の地域に在勤する職員には、寒冷地手当を支給する。</u></p> <p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第17条 第4条、第4条の3、第4条の4、第4条の6、第5条の2、<u>第10条</u>及び第13条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には、適用しない。</p>

(公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び現業職員(地方公務員法第57条に規定する単純な業務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員を除く。第6条及び第7条において同じ。)のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p> <p>(企業職員又は現業職員である派遣職員の給与の種類)</p> <p>第8条 企業職員又は現業職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当を支給することができる。</p>	<p>(派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び現業職員(地方公務員法第57条に規定する単純な業務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員を除く。第6条及び第7条において同じ。)のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当、<u>寒冷地手当</u>及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p> <p>(企業職員又は現業職員である派遣職員の給与の種類)</p> <p>第8条 企業職員又は現業職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当、<u>寒冷地手当</u>及び期末手当を支給することができる。</p>

(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「削除条」という。)を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除条を除く。)を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、<u>勤勉手当</u>、<u>寒冷地手当</u>、特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。</p> <p>(寒冷地手当)</p> <p><u>第15条 寒冷地手当は、寒冷の地域で企業管理規程で定めるものに勤務する職員に対して支給する。</u></p>

第15条 削除

(再任用職員についての適用除外)

第18条の3 第4条から第5条まで、第6条の2、第7条の2及び第16条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

(再任用職員についての適用除外)

第18条の3 第4条から第5条まで、第6条の2、第7条の2、第15条及び第16条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

(病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「削除条」という。)を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除条を除く。)を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。</p> <p><u>第13条 削除</u></p> <p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第25条 第6条から第9条まで、第11条及び第21条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、<u>寒冷地手当</u>、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。</p> <p><u>(寒冷地手当)</u></p> <p><u>第13条 寒冷地手当は、寒冷の地域で企業管理規程で定めるものに在勤する職員に対して支給する。</u></p> <p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第25条 第6条から第9条まで、第11条、<u>第13条</u>及び第21条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部改正に係る経過措置)

2 職員の給与に関する条例の適用を受ける職員に対する平成16年度分の寒冷地手当については、次の表に、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(以下この項から附則第4項までにおいて「旧給与条例」という。)第11条の2に規定する支給地域の区分(一の地域についてその区分が旧給与条例別表第6及び別表

第7に掲げられている場合にあつては、旧給与条例別表第7に掲げる区分)及び基準日(基準日の翌日から同条第1項後段の人事委員会で定める日までの間に新たに職員となった者にあつては、職員となった日)における職員の世帯等の区分に応じ、額が掲げられている場合に限り、なお従前の例による。この場合において、同条第2項の表は次のとおりとする。

支給地域の 区分	世帯等の区分			
	世帯主である職員			その他の職員
	扶養親族が3人以上あ る職員	扶養親族が1人又は2 人ある職員	扶養親族のない職員	
1 級 地	9,600円	3,000円		
2 級 地	37,500円	26,300円	3,600円	
3 級 地	67,800円	51,500円	19,100円	4,200円

- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧給与条例第12条の2第1項第3号に規定する寒冷地手当の額は、同項の表の規定にかかわらず、同項の表に規定する額の100分の80に相当する額とする。
- 4 附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる旧給与条例別表第6及び別表第7に掲げる町村(旧阿毘村を除く。)の名称及びその地域は、この条例の施行の日におけるものをそれぞれ示すものとする。(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける現業職員に対する平成16年度分の寒冷地手当については、第2条の規定による改正前の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例第10条の規定を適用したときに支給することとなる額(附則第2項の規定の適用を受ける職員との権衡を考慮する必要があるものとして知事が定める職員にあつては、知事が定める額)が3万円を上回らない場合を除いて、なお従前の例による。(公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 6 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の適用を受ける派遣職員に対する平成16年度分の寒冷地手当については、第3条の規定による改正前の公益法人等への職員の派遣等に関する条例第4条又は第8条の規定を適用したときに支給することとなる額(附則第2項の規定の適用を受ける職員との権衡を考慮する必要があるものとして人事委員会が定める職員にあつては、人事委員会が定める額)が3万円を上回らない場合を除いて、なお従前の例による。(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 7 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける企業局企業職員に対する平成16年度分の寒冷地手当については、第4条の規定による改正前の企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第15条の規定を適用したときに支給することとなる額(附則第2項の規定の適用を受ける職員との権衡を考慮する必要があるものとして企業管理規程で定める職員にあつては、企業管理規程で定める額)が3万円を上回らない場合を除いて、なお従前の例による。(病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 8 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける病院局企業職員に対する平成16年度分の寒冷地手当については、第5条の規定による改正前の病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の規定を適用したときに支給することとなる額(附則第2項の規定の適用を受ける職員との権衡を考慮する必要があるものとして企業管理規程で定める職員にあつては、企業管理規程で定める額)が3万円を上回らない場合を除いて、なお従前の例による。